

京都府農地中間管理機構 平成 28 年度活動方針 ～1000ha の農地集積を目指して！～

1 背景と推進目標

<背景>

農業就業人口の減少（5年間で16%減少）や高齢化（平均68.7歳）、さらには耕作放棄地の増加等、府内農業を取り巻く状況が厳しい中、中山間地域と小規模農家が多く担い手の少ない本府農業の持続的発展を図るためには、地域農業全体の展開方向を明確にした「京力農場プラン（人・農地プラン）」をベースに、認定農業者や集落営農組織等の中核的担い手の育成を図り、力強い農業構造を構築していく必要がある。

一方、多様な担い手が地域に住み、農業を営み草刈り等の維持管理共同活動を行うことで、農地や道水路等が守られ、コミュニティが形成された地域が持続可能となる。

このため、京都府は、「京都府農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を定め、京都府から指定を受けた「京都府農地中間管理機構（京都府農業総合支援センター）」は「各年度活動方針」を定め、本方針に基づき、地域での話し合い活動を展開する中で、農地中間管理事業を活用した中核的担い手への農地等の集積・集約化を進め、多様な担い手の力も適切に位置づけながら、京都府農業農村が持続可能となることを目指す。

<目標>

平成35年度までに耕地面積31,500haの53%に当たる16,800haを中核的担い手に集積すべく、**平成28年度は1,000haの農地集積**を目指す。

地域での話し合い活動を進めることとし、京力農場プランの作成・見直し作業を進め、**平成28年度末のプランカバー率50%（府内1651集落の半分）**を目指す。

2 話し合い活動の推進と関係機関との連携推進体制の強化

■「京力農場プラン」作成・見直しをはじめとした話し合い活動の推進

農地の集積・集約化を推進する目的は、府内の農地・農業を守り持続可能な農村とすることである。

このため、「京力農場プラン作成・見直し」をはじめとした話し合い活動を推進し、将来の担い手の確保・育成や耕作放棄地の解消、多様な担い手の適切な役割、農業生産基盤の強化等、地域課題の解決と改善策を検討・実践する中で、農地の集積・集約化をはじめ農地の有効利用を図っていくこととする。

■京都府農業農村創生センターの取組強化

平成27年度に設立した「京都府農業農村創生センター」を構成する京都府、京都府農業会議、京都府農業総合支援センター（農地中間管理機構）それぞれの取組みを定期的に意見交換・情報共有することで更に連携を強化するとともに、集落営農組合や農業士など中心となる担い手への制度の周知や要望を聴取し、取組みに反映させる。

■市町村・農業委員会・JA・土地改良区等との連携

市町村・農業委員会・JA・土地改良区等、幅広い事業体が参画する地域農地利用推進チームを事業推進エンジンと位置づけ、定期的に会議を開催し、話し合い促進地区の選定と具体的取組内容、重点実施地区の選定と毎月の進捗管理及び推進方策の検討・提案するなど実効性を求めることにより、農地の集積・集約化、地域課題の解決を加速的に推進する。

また、土地改良事業団体連合会と機構とで農地耕作条件改善事業を実施する場合の一部業務の受委託協定（仮称）を締結し、事業実施主体が円滑に事業実施できるような体制を整えることにより円滑な事業推進を図る。

3 事業推進の具体的取組

①戦略的な広報による事業活用の働き掛け

ターゲットを絞った戦略的な広報により農地の出し手、担い手に中間管理事業の活用を効果的に働き掛ける。

①ラジオ番組及び新聞広告で今後の営農を悩んでいる農家や農地の管理に困っている所有者に向けて農地の貸付けを広範囲で呼びかけ ②集落を見つめ直すチラシを作成し、営農組合長や地域の役員に直接配布することで話し合いの動機付け ③貸付希望登録農地をホームページに掲載し、参入希望法人や規模拡大希望者に向けて常時情報提供 ④JA、自治体等の機関誌で各種制度を紹介し、地域住民全体で農業・農村を守る大切さを周知 等々

また、日本型直接支払制度の取組や京力農場プランの作成・見直しと連動した地域での話し合いに積極的に機構職員が参画し、農地中間管理事業への理解促進を図る。

②「京力農場プラン」作成・見直しをはじめとした話し合い活動の推進

28年度末で府内全集落の50%（27年度末実績見込み43%）において京力農場プランを作成することを目標に話し合い活動を推進し、既にプランのある地域においてはプランを見直すよう勧奨する。

また、JAが進めている「地域営農ビジョン」作成や農業会議が進めている「農地を活かし担い手を応援する運動」の取組みと連動して推進する。

③モデルケースの水平展開

農地中間管理事業と農地耕作条件改善事業や鳥獣被害防止対策交付金など諸施策と連携することで、地域課題をより円滑・有効に解決することが可能である。

このため、地域で話し合いを進め課題を抽出し、各種施策と組み合わせた「タイプ別モデルプラン」や先進地優良事例等を参考にしながら、それぞれの地域に合った課題解決の方策を検討して実践に結びつけ、そうした取組の水平的な展開を図る。

④現地職員の質・量の向上

機構現地駐在員及び市町村農地集積コーディネーターの増員を進めるとともに、市町村職員や農地集積コーディネーターに対する研修会等を実施し、現地現場で事業推進を担う職員の量と質の向上を図る。

また、地域在所者の中から次代の地域リーダーを期待する人物を「農地集積仕掛人」（在宅の農地集積コーディネーター）として配置し、話合いが始まるよう地域内で動きを起こし、話合いをリードする。

⑤農地の出し手対策

農業委員、農地利用最適化推進委員との定期的な情報交換などにより、個々の農家の事情や希望を掌握し、農地集積コーディネーター、農地集積仕掛人等と協働して集落全体での集積の話し合いに繋げるよう集落のキーマンに働き掛ける。

⑥農地の受け手対策

借受希望の公募については、ホームページに加え、新聞広告等により周知し、より広範囲の借受希望者に訴求する。

公募への応募者（昨年度の借受希望経営体を含む）や現に農業経営の規模拡大を検討している経営体等に対しては、機構本部、農外企業参入コーディネーター、現地駐在員による訪問を実施。経営計画など詳細なニーズの把握や希望地区の見直しを勧奨するなどによりマッチングの可能性を深めるよう取り組む。

特に、新規参入事業体に対して、顔が見えない故に受け入れ地域に不安感が生じる場合もあることから、新規参入事業体等の訪問、ニーズ把握から市町村（集落）との橋渡しまでを一貫してフォローし、両者にメリットとなるマッチングを関係機関とも連携しながら推進するとともに、優良なマッチング事例の蓄積・水平展開を図る。

⑦機構集積協力金の交付対象の周知と話し合いの促進

地域集積協力金の交付対象が見直され、非担い手農家から担い手農家への貸し借りに限定されたことについて集落に周知するとともに、条件に適合する集積とするよう京力農場プランの作成・見直しについて勧奨する。

4 農地中間管理事業推進年間スケジュール

農地中間管理事業の推進がP D C Aサイクルで行われていることから、京都府中間管理機構（京都府農業総合支援センター）も「**事業推進年間スケジュール**」により事務事業全体を進めることとし、月単位で取組の進捗状況をチェックし、P D C Aサイクルで、関係団体（関係者）と情報交換・連携しながら事業を推進する。